

「外国人事業法に基づく省令」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

外国人事業法に基づく省令

●最低資本及び最低資本をタイ国に持ち込む期間を定める省令(仏暦二五四五年)

第一項

第一四条第一段に基づく外国人[編集部注/規制外の事業を営む外国人事業者]がタイ国内で事業を開始する際に使用する最低資本は、二〇〇万バーツ以上の額でなければならない。

第二項

第一四条第二段に基づく外国人[編集部注/外国人事業法に基づき許可を得なければならない外国人事業者]がタイ国内で事業を開始する際に使用する最低資本は、その外国人の各事業の営業における三年間の経費予測の年間平均額の二五%以上でなければならない。ただし各事業につき三〇〇万バーツ以上でなければならない。

その外国人の営業期間が三年に満たない場合、その営業期間に基づく平均は、営業期間を基準に年平均を計算するが、その額は三〇〇万バーツでなければならない。

第一段に基づく経費予測の意味するところは、外国人が事業を営むために年ごとに取得する恒久資産のため、及び事業を営むにあたっての費用とするためにタイ国内で使用する金額をいう。

第三項

タイ国内で登録・登記されていない自然人または法人であるところの外国人は、最低資本として外貨をタイに持ち込む、または送金しなければならない。このとき第一項または第二項で定めた基準に基づく全額でなければならない。第一四条第一段に基づく事業の営業開始日、または第一四条第二段に基づく許可取得日から三年以内でなければならない。さらにこのとき最初の三ヶ月で最低資本の二五%以上、一年以内に最低資本の五〇%、残額は一年につき二五%以上をタイに持ち込むか送金しなければならない。

営業期間が三年に満たない場合、第一四条第一段に基づく事業の営業開始日、または第一四条第二段に基づく許可取得日から六ヶ月以内に最低資本をタイに持ち込むか送金しなければならない。

第四項

外国人が最低資本をタイに持ち込むか送金した証拠を、タイに持ち込んだか送金した日の参考レートに基づきタイ通貨に換算して示し、最低資本をタイに持ち込んだか送金した日から一五日以内に商業登録局に提出する。

(おわり)